

○関西大学大学院外国人研究生規程

平成6年9月22日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、関西大学大学院学則第62条の2第2項の規定に基づき、関西大学大学院外国人研究生（以下「外国人研究生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(外国人研究生)

第2条 関西大学大学院（以下「本大学院」という。）の特定の研究科で研究指導を受けることを希望する外国人があるときは、当該研究科は、研究科委員会の議を経て、外国人研究生として入学を認めることができる。

(出願資格)

第3条 外国人研究生として入学を志願することができる者は、研究科が定める日本語能力を有しており、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者（修了見込みの者を含む。）
- (2) 関西大学大学院学則第46条第1項第6号に規定する者
- (3) 日本において外国人留学生として大学を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）
- (4) 当該研究科が前3号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者（ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く。）

(選考)

第4条 外国人研究生として入学を志願する者は、所定の書類を提出し、選考を受けなければならない。

- 2 選考時期、方法等については、別に定める。
- 3 選考料は、学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）に定める。

(学費等)

第5条 外国人研究生として入学を許可された者は、学費規程に定める学費等を納入しなければならない。

- 2 納入した学費等は、返還しない。

(入学の時期)

第6条 外国人研究生の入学時期は、学期の始めとする。

(在学期間)

第7条 外国人研究生の在学期間は、1年間とする。ただし、研究科は、研究科委員会の議を経て、期間の延長を認めることができる。

(指導教員)

第8条 研究科は、研究科委員会の議を経て、外国人研究生の指導教員を定める。

(受講科目)

第9条 外国人研究生は、学期毎に指導教員が担当する演習科目又はこれに準ずる科目1科目（関係学部又は当該研究科）を受講するとともに、次の科目を受講することができる。

(1) 各研究科が定める学部が開講する日本語科目のうち2科目

(2) 講義科目5科目まで（関係学部又は当該研究科）

2 前項の規定にかかわらず、指導教員が認めた場合、外国人研究生は、前項第1号の日本語科目に代えて第2号の講義科目を7科目まで受講することができる。

3 前2項の場合において、単位認定は行わない。ただし、研究科が指定した科目を履修し、試験に合格し、本大学院に入学した場合、原則として4単位、研究科により6単位まで入学前既修得単位として認定することができる。

第9条の2 外国人研究生は、受講した授業科目につき試験を受けることができる。

2 試験に合格した者には、願い出により証明書を交付する。

(図書閲覧等)

第10条 外国人研究生は、図書閲覧等について、博士課程前期課程の学生に準じた便宜を受けることができる。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

(省略)

附 則

この規程（改正）は、2021年4月1日から施行し、2020年度以前入学生にも適用する。